

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

公 告	ページ	
○令和6年度京都府農薬管理指導士養成研修及び認定試験の実施 (農産課)	1	
		○林業種苗生産事業者講習会の開催 (森の保全推進課) 2

公 告

令和6年度京都府農薬管理指導士養成研修及び認定試験を次のとおり実施する。

令和7年1月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 養成研修及び認定試験の日時

(1) 養成研修

令和7年2月4日(火)

午前9時30分から午後3時50分まで

令和7年2月5日(水)

午前9時30分から午後2時20分まで

(2) 認定試験

令和7年2月5日(水)

午後2時40分から午後3時40分まで

2 養成研修及び認定試験の場所

キャンパスプラザ京都第4講義室、第1演習室
京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939

3 養成研修内容(計8科目)

- (1) 農薬一般
- (2) 農薬取締法
- (3) 毒物及び劇物取締法
- (4) 植物防疫一般
- (5) 病害虫・雑草防除一般
- (6) 農薬の安全性評価及び各種基準
- (7) 農薬の安全使用及び危害防止
- (8) 農薬管理指導士の任務

4 受講及び受験の資格

受講資格は、満18歳以上の者で、次のいずれかに該当するものとし、養成研修を修了した者に対して認定試験を実施する。

- (1) 販売者又はその従業員

販売者又はその従業員にあっては、現に農薬の販売業務に従事しており、勤務する事業所の所在地(以下「勤務地」という。)が府内にある者

(2) 防除業者又はその従業員

防除業者(ゴルフ場関係者や直売所構成員で指導的立場にある者、農業者等)又はその従業員にあっては、現に防除業務に従事しており、勤務地が府内にある者。ただし、農業者にあっては、実務経験が2年以上ある者に限る。

(3) 防除指導員又は農薬安全コンサルタントの資格を有する者

(4) その他知事が特に認める者

5 受講及び受験の手続

(1) 提出書類

ア 4の(1)、(2)又は(4)に該当する者

(ア) 養成研修受講申請書

(イ) 写真(提出前6箇月以内に正面・上半身・無帽で撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの)

イ 4の(3)に該当する者

(ア) 養成研修(特認)受講申請書

(イ) 写真(提出前6箇月以内に正面・上半身・無帽で撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの)

(ウ) 防除指導員又は農薬安全コンサルタントの登録認定証の写し

(2) 受付期間

令和6年12月20日(金)から令和7年1月20日(月)まで(日曜日、土曜日、祝日、令和6年12月30日、令和6年12月31日、令和7年1月2日及び令和7年1月3日を除く。)の午前9時から午後5時まで

※ 郵送の場合は、令和7年1月20日(月)必着

(3) 提出先及び問合せ先

京都府農林水産部農産課環境にやさしい農業推進係

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ

内町

電話 (075) 414-4959



林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和7年1月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 講習会の日時及び場所

日 時	場 所
令和7年2月13日（木） 午前9時10分から午後4時 10分まで	京都府立林業大学校第2教室 船井郡京丹波町本庄ウエ16 京丹波町役場和知支所2階

2 講習科目及び時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

3 講習申込手続

- (1) 申請書の入手方法
京都府ホームページより入手すること。
- (2) 申込みの受付期限及び方法
令和7年2月6日（木）までに、申請書を京都府農林水産部森の保全推進課に電子メール又は郵送（必着）により提出すること。

4 受講手数料

14,280円（クレジットカード決済又はコンビニエンスストア払いによること。）

5 連絡先

京都府農林水産部森の保全推進課
電話 (075) 414-5005